報道関係者各位

公益社団法人マナーキッズ®プロジェクト

公益社団法人マナーキッズ®プロジェクト設立の件

特定非営利活動法人マナーキッズ®プロジェクトは、公益社団法人に移行すべく平成25年7月3日に一般社団法人マナーキッズプロジェクトを設立し、平成25年10月31日付で、公益社団法人への移行を「内閣府公益認定等委員会」に申請しておりましたが、平成26年9月19日(金)内閣府公益認定等委員会において、公益社団法人移行認定の答申が出されました。10月2日(木)、総理大臣名の公益認定書(10月1日付)が到達しました。平成26年10月2日(木)に公益社団法人を設立し、同年10月6日付にて法務局に登記しました。なお、特定非営利活動法人マナーキッズ®プロジェクトは、平成26年10月1日付で解散しましたが、解散後2ヶ月間は清算期間として存続させます。

マナーキッズプロジェクトのプログラムは、子供の体力・運動能力の低下に歯止めをかける<体育>、挨拶・礼儀作法の基本的マナーとスポーツマンシップを習得させる<徳育>、運動で知性を育む<知育>を考慮して組まれており、既に47都道府県において、120,000人を超える幼稚園・保育園園児、小学校児童が参加し、34都道府県、308小学校他において授業として採用されており、幼稚園・保育園、小学校から高い評価を得ています。全国で初めて予算化した品川区の浜川小学校から「規律正しい児童は学力も大きく向上する」 – 「マナーキッズ」を「市民科授業」に取り入れてーという事例報告がされております。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催されることが決定し、墨田区とマナーキッズ®プロジェクトは、協働して墨田区内公立保育園、私立保育園及び認証保育所の5歳児及びその保護者を対象に、「おもてなしの心を持った子供を育てる人材育成事業」に取組んでおります。

公益社団法人移行を機に、マナーキッズプロジェクトに対する世間の認知度が高まること により、支援者を増やし、財政基盤を強固にし、小学校等における授業採用数を増やす等マナーキッズの輪を拡げたいと考えております。

設立の趣旨、経緯、概要等は下記の通りです。

記

1 マナーキッズプロジェクト設立の趣旨

子供・若者の状況がおかしい。多くの人がそう感じるようになって、ずいぶん時間がたつ。 挨拶や礼儀など人間としての基本的なマナーやルールに欠ける。私的空間と公的空間のけじめ 感覚を持ち合わせない。傷つくのが怖いから他人と深く交わろうとしない。学びを含めて何事 にも意欲がわかない。その上、体力や運動能力の面でもひ弱になった。そんな子供が増えつつ あることを様々なデータは示している。

公益社団法人「マナーキッズプロジェクト」は、以上のような子供・若者状況の是正に向けて、その一助になることを設立の趣旨に据えている。すなわち、子供たちが、地域社会あるいは国際社会の中で市民として生きていく力を、個人レベル(主体性・自律性)、対人関係レベル(自己と他者との関係)、文化・社会レベル(個人と社会との関係)のいずれの面においてもきちんと身につけさせていくことを目指す。併せて、体力・運動能力及び知的能力の向上を図り、「体」「徳」「知」のバランスの取れた人材育成に寄与していきたい。

具体的には、スポーツ・文化など子供たちの各種活動を通じて、日本の伝統的な礼法を体験させることで、挨拶、礼儀作法などのマナーを習得する。そのために、小笠原流礼法・鈴木万亀子総師範との提携・協力関係を整えている。同時に、スポーツなどを通じて、ルールを順守し、物を大切にすることを体得できるようにする。

この目的の達成のために、全国の幼稚園・小学校・総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団などで、マナーキッズ教室を開催するほか、地域や保護者などを対象とした各種研修・教育・普及事業などを全面的、かつ継続的に展開していく所存である。

さらに、明石要一千葉大学名誉教授、・千葉敬愛短期大学学長、鈴木万亀子小笠原流礼法総師範の監修により、幼児期、小学校期に身につけるべき、言葉、お辞儀・挨拶、歩き方・姿勢、生活、社会規範を明確にし、それに向かって、本人、保護者、教師が一体になって取組み、次代を担う子供たちが将来、世界各国の人々から尊敬される日本人になる一助にするため、「マナーキッズ」調べを実施している。

今回、新たに、早稲田大学スポーツ科学学術院「正しい姿勢研究班」の協力を得て、テニスに限定せず、体育・保健体育の全スポーツ及び日常の学校、園生活を通して、正しい姿勢を体得するマナーキッズ体幹遊びを実施する。

マナーキッズ教室、マナーキッズ体幹遊び、「マナーキッズ」調べの三本の矢により、園児・児童が正しい姿勢を体得すると同時に、園児・児童の規範意識を高め、「いじめ」「学級崩壊」「小1プロブレム」克服の一助にしたいと考えている。

2 公益社団法人マナーキッズプロジェクト設立の経緯

公益財団法人日本テニス協会では、平成17年4月から、子供テニスのプロモーション活動として、「幼稚園・小学校マナーキッズテニスプロジェクト」を、開始したが、各地の小学校などの反応は極めてよく、例えば「挨拶をする子が増えた」「子供をプラス方向に変える力を持っている」「いじめを減らす効果が期待できそうだ」といった趣旨の報告が数多く寄せられている。

さらに、幼児期における運動体験は、身体的な発育・発達の面だけでなく、知能の発達(言語発達)にも資するところがあるとの研究報告が本プロジェクトにより、なされている。

以上のような実績・効果などから、マナーキッズプロジェクトの趣旨・内容を、独りテニスだけでなく、スポーツの種目を超え、あるいはスポーツ以外の子供活動団体などとも連携・協

力して広く共有し、全面的に活動展開していきたいとして、平成19年6月に特定非営利活動 法人マナーキッズプロジェクトを設立した。

平成22年3月に国税庁より、税の優遇措置が受けられる認定特定非営利活動法人マナーキッズプロジェクトに認定された。

平成27年3月に認定の有効期限が切れることもあり、公益社団法人移行を目指すに至った 経緯である。

私たちは、このマナーキッズプロジェクトを通じて、日本の伝統と文化に軸足を置きつつ、世界に通用するバランスのとれた人材育成に寄与したい。このことは、その低下傾向が叫ばれている家庭や地域の教育力に新しい息吹を与え、ひいては、行政や他の各種団体、NPOなどとのパートナーシップを組むことで、崩壊しつつある共同体の再構築のためのネットワーキング形成にもつながるはずであると考えている。

3 公益社団法人マナーキッズプロジェクトの目的

この法人は、全国の幼稚園園児・小学校児童に対し、スポーツ・文化及び社会活動を通し、日本の伝統的な礼法を体験させることにより、挨拶、礼儀作法の基本的マナーの習得、体力・運動能力及び知的能力の向上をはかり、「体」、「徳」、「知」のバランスのとれた世界に通用する気骨ある人材育成に寄与することを目的とする。

4 公益社団法人マナーキッズプロジェクトの事業

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) マナーキッズ教室の開催事業
 - ア 全国の幼稚園・小学校・総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団、その他の団体 で展開するマナーキッズ教室の開催事業
 - イ マナーキッズショートテニス教室他を媒介とした小学校、幼稚園・保育園における体育と道徳の融合授業開催の支援事業
 - ウマナーキッズ体幹遊びの普及事業として、全国の幼稚園・保育園、小学校において、次の要領で実施する。(追加)
 - (ア) 2時限と3時限の休み時間の10分間に、全校児童対象に専門家による、正しい姿勢、お辞儀・挨拶の仕方の指導。
 - (イ) 教諭に対するマナーキッズ体幹遊び指導要領・フォロー要領の説明 教諭に対して、学校生活において、正しい姿勢を身に付けるために体幹を鍛える 方法の指導とフォロー要領の説明を行う。
 - (ウ)「正しい姿勢」を身に付けさせるために、体幹を鍛える。(引用:東京都教職員研修 センター「子供の体幹を鍛える~正しい姿勢のもたらす教育的効果の検証~」)
 - a 授業の始めと終わりの挨拶を通して体幹を鍛える。
 - b 学校生活(体育や保健体育の時間や休み時間等)において身体活動量を増やして体幹を鍛える。
 - c 朝の会等での運動を通して体幹を鍛える。

- エ 「マナーキッズ」調べの普及事業として、全国の幼稚園・保育園、小学校において、次 の要領で実施する。(追加)
 - (ア) 幼稚園園児、小学校児童が「マナーキッズ」調べ帳票に記入する。
 - (イ) 保護者、教師と面談の上、基準点を超える場合は表彰する。
 - (ウ) 「マナーキッズ」調べの分析を個人、クラス、学校単位に行い、資料の提供とと もに改善・向上策の指導を行う。
 - (エ) 「マナーキッズ」調べ表彰者を対象に、毎年10月に「マナーキッズ」調べ表彰者発表会を開催する。
 - オ 文化・社会活動でのマナーキッズ教室の開催事業
- カ 文部科学大臣杯マナーキッズショートテニス全国小学生団体戦の開催事業
- キ マナーキッズ大使の海外派遣事業
- (2) マナーキッズに係る出版物発行事業
- (3) マナーキッズに係る教育研修事業
- (4) マナーキッズに係る研究事業
- (5) マナーキッズに係るコンサルティング事業
- (6) スポーツ、文化に関連した国際交流、親善に関する事業
- (7) 地方公共団体及び公的機関が実施するイベント、セミナーの運営等を支援する事業並び に公益性を有する各種スポーツ施設等の管理・運営等を支援する事業
- (8) 公益目的事業を推進するためのマナーキッズに係る物品販売等の事業及びこれに関連する事業
- (9) その他公益目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

5 公益社団法人マナーキッズプロジェクトの会員及び会費について

	入会金	年会費
個人正会員	30,000 円	10,000 円
団体(法人)正会員	50,000 円	20,000 円以上 (一口 20,000
		円、一口以上)
個人賛助会員	0 円	1,000 円以上(一口1,000円、
		一口以上)
団体(法人)賛助会員	0 円	10,000 円以上 (一口 10,000
		円、
		一口以上)
個人活動会員	0 円	0 円
団体(法人)活動会員	0 円	0 円

個人寄付	0 円	1,000 円以上(一口 1,000 円、
		一口以上)
団体(法人)寄付	0 円	10,000 円以上 (一口 10,000
		円、
		一口以上)

個人寄付の免税措置

2,000 円以上の賛助会員会費及び個人寄付金は免税対象になる。

所得税額の控除額(税額控除を選択した場合)→(寄付金額-2,000円)×40%

住民税額の控除額(都道府県と市町村双方が指定した場合)→(寄付金額-2,000円)×10% 法人寄付に係る優遇措置

当公益社団法人に対する寄付金は、一般の寄付金の「損金限度額」と別枠で次の算式による「特別損金算入限度額」まで損金算入が認められる。

(資本金等の金額×0.375%+所得金額×6.25%)×1/2

6 公益社団法人マナーキッズプロジェクトの役員について

理事長 田中日出男(マナーキッズプロジェクト発案者、元三菱化学株式会社常 務取締役、元江本工業株式会社取締役社長、インパクト・コ ンサルティング顧問)

副理事長 宮司正毅(北海道当別町長、元三菱商事常務執行役員、元南アフリカ共 和国在札幌名誉領事)

副理事長 明石要一(千葉敬愛短期大学学長、千葉大学名誉教授、文部科学省中 央教育審議会委員)

理 事 大森 肇 (筑波大学大学院人間総合科学研究科教授)

理事 鈴木万亀子(小笠原流礼法常任理事・本部教授・総師範)

理 事 木村和彦(早稲田大学スポーツ科学学術院教授)

理 事 大藤耕治 (元三菱銀行参与、元株式会社日教版社長)

理 事 本多通博(元日本ビクター株式会社東京支店営業部長、和歌山県テニス協会副会長)

理 事 栗山欣也(日本アイ・ビー・エム株式会社シニア・マネッジングコンサ ルタント)

理 事 杉崎俊夫(元ゼネラル石油株式会社名古屋支店長、シアトルコンサル ティングジャパン代表)

監 事 中島康雄(元ゼネラル石油株式会社監査部長、元トイザラス・ドット・ コム ジャパン株式会社常勤監査役)

監 事 中川 剛(税理士、練馬区社会福祉協議会監事、練馬区産業公社監事)

顧 問 山本 浩(法政大学スポーツ健康学部教授、元NHKアナウンサー・解 説副委員長)

- 顧 問 永井順國(放送大学教育振興会理事、青少年教育振興機構運営・諮問 委員、政策研究大学院大学客員教授、前女子美術大学教授 元読売新聞論説委員)
- 顧 問 間野義之(早稲田大学スポーツ科学学術院教授、博士(スポーツ科学) 一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委 員会参与、一般社団法人日本アスリート会議副理事長、日本体 育・スポーツ経営学会常任理事)

以上

問合せ先

公益社団法人マナーキッズ®プロジェクト

住所 東京都杉並区高円寺北 3-22-3 デルコホームズ 4 階

電話、FAX 03-3339-6535 携帯 080-5470-6951

Email office365@mannerkids.or.jp

ホームページ URL http://www.mannerkids.or.jp/